

2 代表権を有する者の変更の登記

(1) 理事長の就任及び理事の退任による変更の登記（施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結後、新たに理事長を選定した場合）

役員に関する事項	東京都千代田区霞が関一丁目2番3号 理事長 甲野太郎	平成29年 6月10日就任 ----- 平成29年 6月15日登記
	東京都千代田区霞が関三丁目2番3号 理事 乙野次郎	平成28年 4月 1日就任 ----- 平成28年 4月 5日登記
		平成29年 6月10日退任 ----- 平成29年 6月15日登記
	東京都千代田区霞が関二丁目1番1号 理事 丙川春子	平成27年 5月 1日就任 ----- 平成27年 5月 7日登記
		平成29年 6月10日退任 ----- 平成29年 6月15日登記
	代表権の範囲 理事乙野次郎は何県何市何町何番地の従たる事務所の業務についてのみこの法人を代表する	平成28年 4月 1日設定 ----- 平成28年 4月 5日登記
		平成29年 6月10日消滅 ----- 平成29年 6月15日登記

[注] 1 施行日において現に在任する社会福祉法人の理事の任期は、法第45条の規定にかかわらず、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとされている（改正法附則第14条）ことから、当該理事は、当該定時評議員会の終結により、任期満了に伴い退任するため、原因項目は「退任」とする。

2 代表権の範囲又は制限に関する定め登記がされている場合には、当該定め消滅による変更の登記をしなければならない（組登令第3条第1項）。

(2) 評議員会の決議により解散し、代表清算人が就任した場合の変更の登記

役員に関する事項	東京都千代田区霞が関一丁目2番3号 理事長 甲 野 太 郎	平成29年 6月10日就任 ----- 平成29年 6月15日登記
	東京都千代田区霞が関三丁目2番3号 代表清算人 乙 野 次 郎	平成30年10月 1日就任 ----- 平成30年10月 4日登記
解 散	平成30年10月1日評議員会の決議により解散 平成30年10月4日登記	

- [注] 1 解散の登記をしたときは、理事長（上記2(1)による変更の登記の前には、理事）に関する登記に抹消する記号を記録する（法登規第5条において準用する商登規第72条第1項）。
- 2 社会福祉法人が解散し、代表清算人が就任した場合には、当該代表清算人は、清算法人を代表する者である（法第46条の11第7項において読み替えて準用する一般法人法第77条第4項）ことから、組登令第2条第2項第4号に規定する代表権を有する者の変更の登記として代表清算人を登記する（組登令第3条第1項）。なお、この場合の資格は、「代表清算人」である。
- 3 社会福祉法人の解散の登記において登記すべき事項は、解散の旨並びにその事由及び年月日である（組登令第25条において準用する商登法第71条第1項）。評議員会の決議による解散のほか、法第46条第1項に規定する解散の事由に応じて、「年月日定款に定めた解散事由の発生により解散」、「年月日目的たる事業の成功の不能により解散」等とする。

(3) 評議員会の決議により解散し、清算人が就任した場合の変更の登記

役員に関する事項	東京都千代田区霞が関一丁目2番3号 理事長 甲 野 太 郎	平成29年 6月10日就任 ----- 平成29年 6月15日登記
	東京都千代田区霞が関三丁目2番3号 清算人 乙 野 次 郎	平成30年10月 1日就任 ----- 平成30年10月 4日登記
	東京都千代田区霞が関二丁目1番1号 清算人 丙 川 春 子	平成30年10月 1日就任 ----- 平成30年10月 4日登記
解 散	平成30年10月1日評議員会の決議により解散 平成30年10月4日登記	

- [注] 社会福祉法人が解散し、清算人が就任した場合には、当該清算人は、清算法人を代表する者である（法第46条の11第1項及び第2項）ことから、組登令第2条第2項第4号に規定する代表権を有する者の変更の登記として清算人を登記する（組登令第3条第1項）。なお、この場合の資格は、「清算人」である。